

博士学位請求論文の題目・構成と要旨

資金決済の発展に対応する法制度の比較研究

― 日韓両国の資金決済法制における民事法の課題を中心に ―

中央大学大学院法学研究科博士後期課程 李 賢貞 (Lee HyunJeong)

1. 本論文の構成

はじめに

第1編 情報通信の発達と資金決済制度

第1章 情報通信の発達による資金決済制度の変化

- 1 新しい支払手段の登場
- 2 資金決済を介する多様な主体
- 3 金融機関以外の決済業務

第2章 韓国における資金決済制度の現状

- 第1節 資金決済の類型
- 第2節 決済類型別の利用率

第3章 日本における資金決済制度の現状

- 第1節 資金決済の類型
- 第2節 決済類型別の利用率

第2編 資金決済をめぐる両国の法理論の展開

第1章 銀行取引

第1節 韓国

- 1 振込の意義
- 2 振込契約の法的性質
- 3 各当事者間の関係
- 4 検討

第2節 日本

- 1 銀行振込の意義
- 2 銀行振込の法的性質
- 3 各当事者間の関係
- 4 検討

第3節 小括

第2章 前払式支払取引

- 第1節 韓国における電子マネー
- 第2節 日本における電子マネー
- 第3節 小括

第3章 クレジットカード取引（後払い）

第1節 韓国

- 1 各当事者間の法律関係
- 2 クレジットカード取引の法的問題点

第2節 日本

- 1 各当事者間の法律関係
- 2 クレジットカード取引の法的問題点

第3節 小括

第3編 日韓の電子資金決済法制の生成と国際的動向

第1章 韓国における資金決済法制の成立

- 第1節 電子金融取引法の制定前の法制
- 第2節 電子金融取引法の制定までの経緯と背景
- 第3節 電子金融取引法の概要

第2章 日本における資金決済法制の成立

- 第1節 資金決済法の制定前の法制
- 第2節 資金決済法の制定までの経緯と背景
- 第3節 資金決済に関する法律の概要

第3章 資金決済法制をめぐる国際的動向

- 第1節 国際機構の対応
- 第2節 アメリカ
- 第3節 イギリス
- 第4節 オーストラリア

第4章 資金支払サービスに関する比較法的検討

- 第1節 為替取引
- 第2節 クレジットカード取引
- 第3節 支払契約サービスの法的性質

第4編 資金決済法制の課題と展望

第1章 資金決済法と電子金融取引法の比較検討

- 第1節 両法律の性格と適用対象
- 第2節 支払手段
- 第3節 事業者と市場参入規制
- 第4節 利用者保護
- 第5節 資金決済法制と金融 ADR 制度
- 第6節 監督

第2章 両国の資金決済法制の課題と今後の展開

- 第1節 両国における相違点による課題の抽出と克服の視点
- 第2節 両国において資金決済関連法の今後の方向性

おわりに

2. 本論文の要旨

(1) 研究の目的と方法 (本論文の問題意識と範囲)

情報通信技術の発達により、多種多様な商品・サービスの取引に利用することができる決済手段が登場し、また、インターネットにより国境を意識することなく取引を行うことが可能となって、海外の事業者が国内にある者に対してサービスを容易に提供することもできるようになった。特に金融取引における電子化が進展し、新たな資金決済サービスが登場するにあたり、現行の法制度では十分な対応ができず、利用者保護に欠ける事態が生じることも徐々に増加すると考えられる。

このような問題意識から、本論文では、まず、日韓両国の資金決済法制を比較してそれらの共通点と相違点を検討する。そして、資金決済に関わる国際的な法規制についても考察を加え、日韓両国の資金決済制度においては、実質的な法の潜脱となって利用者保護に欠ける場面が生じることや、事業者の事業の継続にあたって法的安定性に欠ける場面があり得ること等、比較法的な観点から、それぞれの法制におけるメリットとデメリットを分析する。

韓国では、「電子金融取引法」の成立前は、電子金融業者が作成する約款にもとづいて契約が成立するケースが多かったことから、資金決済をめぐる取引者当事者間の法律関係が必ずしも明確ではなかった。そして、資金決済手段については、プリペイドカードとデビットカードに関する規制は与信専門金融業法に一部定めがあり、資金為替取引に関しては金融機関やカード発行者などが作成した約款にもとづいて法律関係が整理されるなど、統一性を欠いていた。このような問題を解決するためには、各分野の関連法律が制定されるなかで統一して規律するには限界があった。そこで、電子金融業の全般に対する国の監督の必要性から 2006 年 4 月電子金融取引法が制定された。特に、電子商取引の発展で電子マネーの利用やモバイル支払等が増えるとともに、ハッキングやカードの偽造・変造による利用者被害も増加し、その責任関係を明確にするための立法の必要性を主張する議論が強まった。その結果、韓国政府は、電子金融取引の基本要素と手続きを定め、金融事故の発生時における責任関係を明確にするともに、電子金融業務を行う者に係る許可、登録及び監督に関するルールを整備した。

日本においては、IT 技術の進歩と相俟って決済手段が飛躍的に発展し、従来の法規制ではカバーできない部分が生じていたため、決済法制の整備として 2009 年 6 月資金決済法が成立した。本法は利用者保護、決済システムの安全性・効率性・利便性とイノベーションの促進の観点から前払式支払手段の概念と資金移動業の創設など、制度的枠組みのあり方を目指している。

両国の資金決済法制についての研究を通じ、日本では、支払手段としての利用価値が高まっているポイントの取扱い、収納代行等の資金決済に関するサービスの規制と銀行法との関係、決済代行業者の法的責任関係など、利用者保護を図る資金決済に関する制度整備を行う必要性が生じていると考えられる。韓国においては、移動通信事業者の収納代行サービスの法的責任関係の明確化が課題となることが分かった。そして、両国ともに、決済手段の無権限取引に対する民事責任のあり方について法制度の整備を行う必要がある。韓国は、日本とは異なって、資金決済を中心にする法規制を整えることではなく、電子的金融取引を中心にする法制の仕組みを設けている。特に、現在の資金決済法体系のままでは利用者保護の対象とされていない決済手段があるので法体系整備を図る必要があると考えられる。本論文では、日韓両国の資金決済サービスをめぐる法制度等の比較を通じて、両国において資金決済サービスの発展による資金決済法制上、公法的に規定されている利用者保護と事業者負担

とのバランスの取れた適正な制度の見直しの観点で望ましい民事法的ルールやソフトローのあり方を提示し、今後の方向性についていくつかの提言を試みる。

(2) 本論文を構成する各編の内容

第1編 情報通信の発達と資金決済制度

本編では、情報通信の発達による資金決済制度の変化について検討した。まず、新しい支払手段の登場とともに資金決済を介する多様な主体が現れ、決済の当事者の間に介在し、原因関係上の債務者から債権者まで資金を移動させる役割を担当するさまざまな主体を調べてみた。そして、日韓両国における資金決済の類型として銀行取引、前払式支払、クレジットカード、その以外の決済の仕組みと類型別の利用率を検討した。情報通信技術の発達によって日韓両国の資金決済手段および利用率が大きく変化してきたことが分かった。

韓国においては、インターネットバンキングからスマートホンバンキングサービスへの移動が目立つ現状であり、クレジットカードのアップカード方式への移行も進んでいる状態である。日本では、現金は、1件5万円以下の決済においては日本における最も一般的な決済手段となっている。クレジットカードの決済金額・件数が最も大きく、現金に次いで多く利用されている。電子マネーは、決済金額自体は小さいものの、決済件数は既にクレジットカードの3割程度に達しており、比較的小額の決済金額帯での利用を中心に普及が進んでいる。デビットカードの決済金額・件数は、他の決済手段と比較すると相対的に小さい。

近時の資金決済手段の特徴は、インターネットを基盤として取引が行われている点、従来の資金取引とは異なる環境で新たなリスクが現れる点、進化する決済手段に応じる規制の見直しの必要がある点があげられる。

第2編 資金決済をめぐる両国の法理論の展開

本編では、資金決済をめぐる両国の法理論と法的問題について検討した。日韓両国における銀行取引に関する学説と無権限取引と支払指示の取消と撤回の問題について指摘し、前払式支払手段としての電子マネーや後払手段としてのクレジットカードに関する当事者間の法律関係と法的問題における民事的な法的理論を整理した。両国ともに電子金融取引法と資金決済法で電子マネーの定義は定められ、立法的には解決されているが、韓国では電子マネーの発行者が銀行などの金融機関でない場合には、電子マネーの発行代価を預金としては見られないので預金者保護法が適用されにくい問題がある。電子マネーの発行者に電子マネー発行総額の一定比率に該当する金額を保証金で供託するようにして、銀行などの金融機関の支給保証を受けるようにすること、またはこれに関する保険を導入する装置を置くことで消費者を保護する必要がある。日本でも、前払式支払手段について、システムベンダーや代理店など複数の者が関与する場合があるという点で銀行の場合と変わるところはなく、銀行について民事ルールに特別の規定があるものではない。

両国において、クレジットカード取引についてのもっとも問題になることが決済代行業者に関する民事的責任である。韓国では、2002年3月30日与信専門金融業法の改正によって、決済代行業者はクレジットカード加盟店の地位を持つことになった。すなわち、与信専門金融業法の改正時、クレジットカード加盟店に決済代行業者を追加する一方、決済代行業者の取引代行内訳をクレジットカード

社に提出しように義務付けられ、インターネットショッピングモールで物品の購入後、未配送、物品の瑕疵などでの注文取消又は払戻を決済代行業者が負担するようにして決済代行業者の義務及び消費者保護を強化した（同法 19 条 5 項、同法施行令 6 条の 9）。この条項によって、通常クレジットカード社と決済代行業者のサービス関連の特約は決済代行業者及びショッピングモールの帰責事由で起因するクレジットカード会員ではない第三者の不正使用による取引が行われた場合や、またはクレジットカード会員が決済代行業者及びショッピングモールの物品販売に関する消費者からの苦情でクレジットカード会社に損害が生じる場合には決済代行業者に損害賠償の責任を負わせることになっている。決済代行指示の電子的な伝送や処理過程で発生した事故によって電子金融利用者に発生する損害は決済代行業者が責任を負担する。日本では、包括信用あっせん事業者については登録が義務づけられているため、商取引の安定性・安全性が保たれているが、決済代行業者に関しては登録が任意となっている。決済代行業者登録制度は、消費者庁によって運営されており、消費者にとって決済代行業者の名称・連絡先、決済代行業者の介在する取引であること等が分かりやすく示されていることを目的としている。この登録制度は、登録を受けた決済代行業者の事業活動全般の適法性及び適正性並びに登録を受けた決済代行業者が関与する個々の取引の適法性及び適正性を保証するものではなく、実際、2015 年 4 月現在、36 件しか登録されておらず、この登録制度の成果が上がっているとは言い難い現状がある。継続的な加盟店管理を行うため、決済サービスを提供する事業者における苦情処理体制の整備、決済代行業者を含めた関係事業者の責任範囲と業務の明確化が図る必要がある。

第 3 編 日韓の電子資金決済法制の生成と国際的動向

本編で、日韓両国の資金決済法制の生成と国際的な動向を調べて両国の資金決済をめぐる法規制の制定背景と概要をみた後、資金決済に関する UNCITRAL、OECD、EU、アメリカ、イギリス、オーストラリアの法規制について整理した。民事的な法理論に基づいて解釈してきた日韓両国の法規制とは異なる国際機関をはじめとする重要国の資金決済に関わる法又は指令を改正の沿革に照らして考察した。

まず、第 1 章で韓国の資金決済法制について電子金融取引法の制定前の法制を調べて制定の経緯と背景をみた後、電子金融取引法の概要を検討した。韓国の資金決済に関する法律は日本の資金決済法のように独立された法ではなく、一般に金融業者の約款による契約関係の場合が多い、クレジットカードと前払いカード、デビットカードに関する規定は与信専門金融業法で、電子資金振替に関しては金融機関、カード会社の約款によって法律関係が成立された。しかし、現在の電子金融取引法では、紙型の前払式支払手段は適用対象ではなく、クレジットカード取引上の決済代行業者に関する規制対象として入れない中小決済代行業者の問題など、また解決すべき法的な穴が残っている状態であるが分かった。このままの法制では金融取引トラブルや金融事故が起きた場合に適切な対応が難しくなるように思われる。

第 2 章では、日本の資金決済法制について資金決済法の制定前の法制を調べて制定の経緯と背景をみた後、資金決済法の概要を検討した。民法と商法は、代金決済の方法については当事者間の合意に委ね、補的に代金の支払時期（民法 573 条、633 条）や支払場所（民法 484 条、574 条、商法 516 条）について規定しているにすぎない。また、為替取引を銀行の独店業務とするなど既存の資金決済に関する法制度を維持することは、利用者の利便性を損ねるなど、より優れた資金決済システムの実現にかえて反するとも考えられる。また、新たな資金決済サービスの登場に対し、既存の法制

度が対応できず、利用者保護に欠ける事態が生じることもあり得る。こうしたことを背景に、平成 21 年 6 月 24 日に法律 59 号として資金決済法が成立、平成 22 年 4 月 1 日に施行されたが、まだ電子マネーの払戻しや利用限度、クレジットカード取引で利用者保護のための決済代行業者に対する義務規定の設置、収納代行業者に関する法的関係の明確化などの見直しの検討が必要であると思われる。

第 3 章では、資金決済に関する国際的動向として、まず国際機構である UNCITRAL、OECD、EU の指令などを検討してアメリカ、イギリス、オーストラリアでの資金決済に関する法規制を調べてみた。2013 年 7 月 24 日、全面改正して消費者保護および保安を強化した EU の支払サービス指令が注目することで、改正の内容ではより良い決済環境のために、効果的な欧州の決済市場のニーズに応える支払いの枠組みが含まれている。第 3 者支払サービスの提供機関（電子マネーの発行者、リテラー、電話会社など）についても本指令を適用することになり、不正取引に関する個人の最高責任限度を縮小して消費者保護を強化した。特に、インターネット決済のセキュリティ要件を引き上げ、すべての利害関係者と消費者の利益を図ることに意義がある。また、アメリカの Truth in Lending Act 下の Regulation Z では、クレジットカード取引に関する個人や事業者に適用する内容を定めており、イギリスの電子マネー規則 2011 は、電子マネー発行者とその顧客に影響を与える。イギリスでは、ほとんどの電子マネー発行者は、許可又は金融サービス機構（FSA）によって登録され、発行及び電子マネーの払戻しに関する一定のルールを遵守することが要求される部分は日本にも参考になると思われる。そして、オーストラリアの 2011 年の ePayments コードの場合には、無権限取引と不正取引についての責任に対する条項を設けていて日韓両国において立法の際に参考になると思われる。

第 4 章では、国際機構や各国の資金決済に関する法律及び指令を比較検討してみた。PSD の施行で EU の加盟国では、電子支払いサービス契約に対して伝統的な民法およびその理論を適用する余地は非常に狭小になった。PSD の場合に無権限者による支払指示、電子支払サービスの利用者間の関係、支払人の錯誤支払指示があるときの不当利得返還問題などの伝統的な民法的規律に任せるのがその例であろう。しかし、PSD とは異なり EFTA、UCC 第 4A 条はこの争点に対してもより積極的な態度を堅持していることを勘案すると、資金支払サービス契約を独立した契約の領域で区分して規律する必要性があると考えられる。

日韓とは異なって、従来の民事的法理では利用者保護が十分に図ることが難しい幾つかの論点に対する国際的な動向は、民事法ではなく、特別法の形で立法的に解決する方向にあることが明らかになったことを分かった。

第 4 編 資金決済法制の課題と展望

本編では、まず、第 3 編で検討した韓国の「電子金融取引法」と日本の「資金決済法」を比較した後、変化する情報通信技術に対応した資金決済に関わる各当事者間の民事責任をめぐる規定のあり方について考察した。

韓国の電子金融取引法は、法の名称に現れるように、取引法に関する規定を設けて、事業法的規制まで併せて規律している。これに対し、日本の資金決済法は前払式証票法の適用範囲外にあったサーバ型前払式支払手段と急速に増加している資金移動業を規制の枠組みの中に含ませるために制定された法律で、基本的に事業法的性格が強いとすることができあがる。したがって、電子金融取引法と資金決済法を単純に比較することは意義が大きいかもしれない。しかし、両法は決済手段を中心に規律するという点で共通点を有して、新しい決済手段が既存の決済手段を急速に変えている最近

の金融環境を背景で制定された点も共通している。このように、両法は互いに類似した問題点を解決するための目的があると言うならば、資金決済法の内容は電子金融取引法にとって今後の立法論的な見直しにおいて、良いモデルになることができると思われる。

その上で、両国における資金決済法制の相違点による課題を抽出してその克服の視点から考え、第3編で確認した国際的な動向から日韓両国における資金決済関連法の今後の方向性に検討した。

最近、韓国での現行電子資金取引法上の消費者にセキュリティーの責任を過度に課して電子金融取引の事故が発生した際に、金融消費者を保護していない現実を改善するための改正事項を主な内容としている法案が発議された。改正案では、「無権限取引」と「媒体」の定義条項を追加して、無権限取引によって利用者に生じた損害に対して金融会社に無過失責任を付与し、電子金融取引後1月以内に利用者に通知義務も設けている。

韓国の新たな改正内容として国際機構やアメリカ、イギリス、オーストリアの法規制のような無権限取引に対応する特別法のメリットを見せ、日本でも今現在残っている資金決済をめぐる利用者保護問題を国際的動向に合わせて資金決済法制の見直しする必要があると思われる。また、韓国での新たな資金決済業としてのインターネット専門銀行の導入については非金融機関の企業が銀行業務、特に資金移動業務を営むことになる際に便利な点もあるが、以前から提起されてきた資金決済に関する法的問題もそのまま残って移る可能性がある。これで、日本の資金決済法上の資金移動業に関する規制を参考として、立法方案を構成することも良いモデルの一つと考えられる。

一方、2015年4月8日、韓国金融委員会は実物カードがないモバイル専用のクレジットカードの発給を認める方針を明らかにし、5月6日には韓国与信金融協会は、「モバイル・クレジットカードの単独発行に関するガイドライン」を発表した。このようにスマートフォンの登場で決済のモバイル化が進んで、モバイル決済に関して新たに出てくるサービスや法律の適用の区分が難しくなると思われる。電子金融取引法はオンラインとオフラインの取引を区分する二元的な考え方に基いて制定されたので現在のモバイル決済のような与信専門金融業法と電子金融取引法の両法に適用される決済環境とは合わない部分がある。今後、立法論としては日本の資金決済法のように決済に関する法律を考えてみる必要がある。

日本では、平成26年8月26日、内閣府消費者委員会は、「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」を第170回本会議でとりまとめ、経済産業省および消費者庁に発出し、カード取引・ネット取引における決済代行業者が立替払債権の請求を行う仕組みを利用して顧客からの責任追及を困難にしてきたことを明らかにした。クレジットカードの利用の進みに伴い、頻発するカード取引における消費者被害を抑止するためにも、早く制度的に対応し、消費者が安心してクレジットカードを利用できる環境を整備すべきであると考えられる。

最後に、両国ともに、繰り返す金融機関の個人情報流出、ハッキング事故を根本的に遮断して、金融消費者保護と金融会社の責任性を向上することができる方案を講じる必要がある。電子データが主にデジタルデータの形態をとってコンピュータネットワーク環境下で送受されると、とくには、複製や改竄が容易であるというデジタルデータの脆弱性のゆえに、第三者が当事者に「なりすまし」たり、送信を「否認」したり、盗聴や複製・改竄による不正が行われ易く、また、それら不正が検出し難いという事情が存在する。このため、電子情報の活用にあたってはセキュリティーの問題を克服することが不可欠となる。とりわけオープンなネットワークを通じてビッグデータが交換される場合には、メッセージの伝達経路が事前に規定されないため、セキュリティーの問題は一層重大である。

ビッグデータを活用する新たなサービスの登場で、利用者に対して新たな価値提供を可能にする一方、ルールに関して解決すべき課題として利用者の個人情報およびプライバシー保護を挙げられる。韓国でも、金融圏のビッグデータ関連の営業の可能範囲と方法などを明確に整理し、関連の営業推進時の不要な混乱を解消する予定であるが、事業者による事業遂行を支えるガイドラインと事業者協会など対応のみで事業者の便宜という側面に重点を置きすぎた制度に設計している状況である。

利用者の個人情報およびプライバシーに十分に配慮した上で事業者の儀行展開可能性にむけた制度づくりや個人情報およびプライバシーという性格上、利用者の不安を除去・解消し、事業者が今後、より一層、利用者からの信頼に応じるサービスの提供を行うことができる制度に高めて行く必要があることを提案する。

電子資金取引においては、その利用の拡がりとともに、より多種多様な業者が参入してきたことをうけて、韓国法においても日本法においても、取引をめぐる業者と利用者間の民事法的ルールの整備が、法解釈の努力とともに行われてきた。IT化の進行によって、ただでさえ一般に理解が難しい各決済手段の仕組みが次々に登場するなかで、いかに利用者に理解しやすく、分かりやすいルールや契約内容、情報の非対称性を克服するためのルールや契約内容を整えるかが、継続した課題となっている。これに対しては、従来は、銀行以外の決済サービス提供業者が、規模的に見ても資金的に見ても、事業基盤が弱いままに参入するなかで、いかに利用者保護を図るかということに重点を置いて、供託金制度や最低資本金制度等により、業者の事業とサービスの継続を図りつつ継続ができなくなっても利用者の被害を最小限で食い止めるための仕組みが業規制の中に盛り込まれてきた。そして、最近の法整備では、規制の強化とともに、民事ルールの活用が図られつつある。例えば、利用者がその決済手段について理解を深めることができる説明や表示を事業者に義務づけ、利用者がその決済手段を安心して使えるようなシステムセキュリティの整備を事業者に義務づけるなど、業規制と民事的規律を組み合わせる形で、利用者保護を実現しつつ取引の円滑化を図るためのルール整備が行われている。また、それでもなお、新しい仕組みが次々と登場して法的対応ができない場面が生じることは避けられず、今後、業界団体ルールなどのソフトローが電子決済取引の秩序の維持のために重要な役割を果たしてゆくことになると考えられる。

以上